第 39 期定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

連　結　注　記　表

個　別　注　記　表

（平成 27 年４月１日から平成 28 年３月 31 日まで）

マルコ株式会社

「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.maruko.com）に掲載することにより株主の皆様に提供しております。

（連結注記表）

（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記）

１．連結の範囲に関する事項

・連結子会社の数　　１社

・主要な連結子会社の名称　　瑪露珂爾(上海)国際貿易有限公司

当連結会計年度より、非連結子会社であった瑪露珂爾(上海)国際貿易有限公司の重要性が増したため連結の範囲に含めております。

２．持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

３．連結子会社の事業年度に関する事項

瑪露珂爾(上海)国際貿易有限公司の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、12月31日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

４．会計方針に関する事項

(1)重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

商品・製品……移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

貯蔵品……最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）……定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	８～50年
構築物	10～50年
機械及び装置	13～18年
工具、器具及び備品	３～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）……定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

③ リース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用……定額法を採用しております。

(3)重要な引当金の計上基準

①　貸　倒　引　当　金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②　賞　与　引　当　金……従業員に対する賞与の支給に充てるため、従業員賞与の支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

③　返　品　調　整　引　当　金……当連結会計年度末日後に、予想される返品による損失に備えるため、過去の返品実績等に基づき計上しております。

④　ポ　イ　ン　ト　引　当　金……顧客に付与したポイントの将来の利用に備えるため、当連結会計年度末における将来利用見込額を計上しております。

(4)その他連結計算書類作成のための重要な事項

①　退職給付に係る会計処理の方法……従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

イ．退職給付見込額の期間帰属方法……退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ．数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法……過去勤務費用については、発生年度に全額費用処理することとしております。
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（７年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

②　消　費　税　等　の　会　計　処　理……消費税等の会計処理の方法は税抜方式によっております。

（追加情報）

（固定資産（信託受益権）の譲渡及び本社移転）

当社は平成28年３月23日開催の取締役会決議に基づき、平成28年３月31日に売買契約を締結いたしました。譲渡等の概要は以下のとおりです。

⑴譲渡の理由

当社は事業効率改善の観点から、当社本社ビルとして保有している固定資産を信託設定して信託受益権を取得し、当該信託受益権を譲渡することといたしました。

⑵譲渡資産（土地及び建物の信託受益権）の内容

本社ビル：土地　　1,000.26㎡、建物　　8,327.84㎡

⑶譲渡価額

3,300,000千円

⑷譲渡先の概要

譲渡先につきましては、譲渡先との契約上の都合により公表は控えさせて頂きます。

なお、譲渡先と当社との間には、資本関係、人的関係、取引関係及び関連当事者として特記すべき事項はございません。

⑸譲渡の日程

平成28年９月30日に信託設定及び固定資産（信託受益権）の譲渡を予定しております。

⑹当該事象の損益に与える影響

当該固定資産の譲渡により、譲渡日の属する平成29年３月期において、固定資産売却益397,000千円を特別利益として計上する見込みです。

また本社移転（平成28年９月予定）により、移転日の属する平成29年３月期において、本社移転費用（金額未定）を特別損失として計上する見込みです。

（連結貸借対照表に関する注記）

有形固定資産の減価償却累計額　　3,553,223千円

（連結損益計算書に関する注記）

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは主に以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
岐阜県岐阜市他	店舗	建物及び構築物 工具、器具及び備品 長期前払費用
大阪市中央区他	全社資産	土地 建物及び構築物 工具、器具及び備品 機械及び装置 リース資産 ソフトウエア 長期前払費用 電話加入権

イ　減損損失の認識に至った経緯

店舗については、収益性の低下及び移転の意思決定を行った店舗を対象としており、全社資産については、収益性の低下があるため認識しております。よって上記資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は土地2,386,463千円、建物及び構築物83,192千円、工具、器具及び備品24,167千円、機械及び装置32,850千円、リース資産35,849千円、ソフトウエア90,769千円、長期前払費用2,401千円、電話加入権67,133千円であります。

ロ　グルーピングの方法

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基礎とし店舗単位でグルーピングしております。本社、物流センター及び事務所等については全社共用資産であり、共用資産を含む、より大きな単位である全社単位でグルーピングを行っております。

ハ　回収可能価額の算定方法

店舗については、収益性の低下した店舗及び移転の意思決定を行った店舗の使用価値をゼロと判断し、その帳簿価額を全額減損損失としております。全社資産については、正味売却価額を不動産鑑定評価額あるいは固定資産税評価額等を合理的に調整した金額により算定しております。

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　　32,047,071株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成27年6月26日定時株主総会	普通株式	60,959	2.0	平成27年3月31日	平成27年6月29日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

⑴ 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

⑵ 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、主に信販会社・カード会社に対するものであり、相手先の信用リスクに晒されております。

また、一部外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

差入保証金は、出店時に預託したものであり、預託先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、１年以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引（金利スワップ）は、金利変動によるリスクの軽減を目的としており、その他、投機を目的とする取引及びレバレッジ効果の高いデリバティブ取引は行わない方針であります。

⑶ 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

営業債権である売掛金については、主に信販会社・カード会社に対するものであり、相手先ごとの月次の期日管理や残高管理などの方法により管理しており、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。一部外貨建ての営業債権の連結子会社についても、同様の管理を行っております。

差入保証金については、取引開始時に信用判定を行うとともに、契約更新時その他適宜契約先の信用状況の把握に努めております。

デリバティブ取引（金利スワップ）については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと考えております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

営業債務である買掛金及び未払金ついては、１年以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、短期間で債権の履行を行うことにより為替の変動リスクを回避しております。

借入金については、主に営業取引に係る資金調達を目的としたものであります。このうち一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ）をヘッジ手段として利用しております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

年度資金計画及び月次資金繰り表等により必要資金を把握するとともに、計画的に借入枠（コミットメントライン含む）を設定し、リスクを管理しております。また、月次で資金繰り状況について取締役会まで報告するとともに、日次では社内各部署からの報告に基づき経理部門が随時資金繰り計画を更新し、手元流動性資金を適正な範囲に維持することで流動性リスクを管理しております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成28年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額(千円)	時 価 （千円）	差 額 （千円）
(1) 現金及び預金	1,334,058	1,334,058	－
(2) 売掛金	861,688	861,688	－
(3) 差入保証金	660,966	662,836	1,869
資　　産　　計	2,856,713	2,858,583	1,869
(1) 買掛金	1,305,788	1,305,788	－
(2) 未払金	166,035	166,035	－
(3) 未払法人税等	110,058	110,058	－
(4) 前受金	114,982	114,982	－
(5) 預り金	31,590	31,590	－
(6) 未払消費税等	64,774	64,774	－
負　　債　　計	1,793,230	1,793,230	－

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 差入保証金

差入保証金の時価の算定は、合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、国債の利率で割り引いた現在価値によっております。

負　債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 前受金、(5) 預り金、(6) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産額	154円91銭
２．１株当たり当期純損失金額	121円60銭

１株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は次のとおりであります。

①　親会社株主に帰属する当期純損失	3,706,402千円
②　普通株主に帰属しない金額	－
③　普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失	3,706,402千円
④　普通株式の期中平均株式数	30,479,622株

（重要な後発事象）

（資本業務提携及び新株の発行）

当社は、平成28年４月28日開催の取締役会決議に基づき、健康コーポレーション株式会社（以下、「健康コーポレーション」）と資本業務提携契約（以下、「本資本業務提携」）を締結しました。

また、当社は、当該取締役会において、本資本業務提携に従い、健康コーポレーションに対する第三者割当による新株の発行（以下、「本第三者割当増資」）を決議しました。

なお、本資本業務提携及び本第三者割当増資は平成28年６月28日開催予定の第39期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」）の承認を前提としております。

Ⅰ．本資本業務提携の概要

１．本資本業務提携の目的

当社は、健康コーポレーションと資本業務提携することで、健康コーポレーションの子会社のRIZAP株式会社（以下　RIZAP社）のパーソナルトレーニングジム「RIZAP」のサービスの当社会員への提供や、当社の新規顧客を獲得するためのプロモーションの実施などのシナジーが発揮されると考えられます。また、当社が培ってきた補整下着の店舗運営や社員の教育ノウハウを健康コーポレーショングループと人材交流を通じて供与し、当社の収益拡大及びRIZAP社における売上の増大の双方を実現することが可能となると考えております。

２．本資本業務提携の主な内容

(1)本第三者割当増資

① 株式の数：普通株式　55,000,000株
② 株式の払込金額：1株当たり　50円
③ 払込金額の総額：2,750,000千円
④ 払込期日：平成28年７月５日
⑤ 増加する資本金の額：1,375,000千円（1株につき25円）
⑥ 増加する資本準備金の額：1,375,000千円（1株につき25円）
⑦ 割当の方法：健康コーポレーションを割当先とする第三者割当

(2)本第三者割当増資による資金使途

① 広告宣伝費：800,000千円（支出予定時期 平成28年７月～平成30年３月）
② 店舗改装、従業員教育費：145,000千円（支出予定時期 平成28年７月～平成30年３月）
③ RIZAP社の普通株式の取得：1,750,000千円（支出予定時期 平成28年７月）

(3)RIZAP社株式の当社を割当先とする第三者割当

① 株式の数：普通株式　1,750株

② 株式の払込金額：１株当たり　1,000,000円

③ 払込金額の総額：1,750,000千円

④ 払込期日：平成28年７月15日（予定）

⑤ 割当の方法：当社を割当先とする第三者割当

(4)業務提携の内容

当社と健康コーポレーションは、上記「１．本資本業務提携の目的」を実現するため、商品等の共同開発、店舗開発情報の共有、広告宣伝・販売活動、人材の相互交流等の各種施策の実行について誠実に協議を行い、効果的な業務提携を実現するよう相互に協力いたします。

(5)役員の派遣

当社は、健康コーポレーションの指定する３名を、本第三者割当増資に係る払込みが行われることを条件として取締役として選任する旨の議案を本定時株主総会に上程いたします。

Ⅱ．本第三者割当増資の概要

(1)払込期日	平成28年７月５日
(2)発行新株式数	普通株式　55,000,000株
(3)発行価額	1株につき50円
(4)調達資金の額	2,750,000千円
(5)増加する資本金及び資本準備金の額	資本金　　1,375,000千円 資本準備金　1,375,000千円
(6)割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、その全てを健康コーポレーションに割り当てます。
(7)その他	上記各号については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力が発生していること、本定時株主総会において本第三者割当増資に関連する議案及び発行可能株式総数の増加に関する定款の一部変更に係る議案が特別決議により承認されること、並びに健康コーポレーションによる私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第10条第２項に基づく届出について法定の待機期間が完了し、かつ公正取引員会により排除措置命令等の本第三者割当増資を妨げる措置又は手続がとられていないことを条件としております。

（個別注記表）

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

商　品　・　製　品……移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

貯　蔵　品……最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）……定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	８～50年
構築物	10～50年
機械及び装置	13～18年
工具、器具及び備品	３～10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）……定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

(3) リース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用……定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……従業員に対する賞与の支給に充てるため、従業員賞与の支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3) 返品調整引当金……当事業年度末日後に、予想される返品による損失に備えるため、過去の返品実績等に基づき計上しております。

(4) ポイント引当金……顧客に付与したポイントの将来の利用に備えるため、当事業年度末における将来利用見込額を計上しております。

(5) 退　職　給　付　引　当　金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、発生年度に全額費用処理することとしております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（７年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

４．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1)退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(2)消費税等の会計処理

消費税等の会計処理の方法は税抜方式によっております。

（追加情報）

（固定資産（信託受益権）の譲渡及び本社移転）

当社は平成28年３月23日開催の取締役会決議に基づき、平成28年３月31日に売買契約を締結いたしました。譲渡等の概要は以下のとおりです。

(1)譲渡の理由

当社は事業効率改善の観点から、当社本社ビルとして保有している固定資産を信託設定して信託受益権を取得し、当該信託受益権を譲渡することといたしました。

(2)譲渡資産（土地及び建物の信託受益権）の内容

本社ビル：土地　　1,000.26㎡、建物　　8,327.84㎡

(3)譲渡価額

3,300,000千円

(4)譲渡先の概要

譲渡先につきましては、譲渡先との契約上の都合により公表は控えさせて頂きます。

なお、譲渡先と当社との間には、資本関係、人的関係、取引関係及び関連当事者として特記すべき事項はございません。

(5)譲渡の日程

平成28年９月30日に信託設定及び固定資産（信託受益権）の譲渡を予定しております。

(6)当該事象の損益に与える影響

当該固定資産の譲渡により、譲渡日の属する平成29年３月期において、固定資産売却益397,000千円を特別利益として計上する見込みです。

また本社移転（平成28年９月予定）により、移転日の属する平成29年３月期において、本社移転費用（金額未定）を特別損失として計上する見込みです。

（表示方法の変更）

（損益計算書）

前事業年度において、独立掲記していた「営業外費用」の「貸倒引当金繰入額」（当事業年度21千円）及び「業務受託費用」（当事業年度1,126千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度は「その他」に含めて表示しております。

（貸借対照表に関する注記）

１．有形固定資産の減価償却累計額	3,551,102千円
２．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	20,595千円
短期金銭債務	1,297,681千円

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高

営業取引高	
仕入高	2,894,566千円
販売費及び一般管理費	38,018千円
営業取引以外の取引高	26,335千円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	1,567,605株

（税効果会計に関する注記）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税・事業所税	15,074千円
退職給付引当金	15,984千円
賞与引当金	27,720千円
一括償却資産	4,635千円
返品調整引当金	5,236千円
ポイント引当金	119,196千円
棚卸資産評価損	19,583千円
減損損失	827,303千円
繰越欠損金	218,273千円
資産除去債務	101,844千円
その他	48,633千円
繰延税金資産小計	1,403,486千円
評価性引当額	△1,403,486千円
繰延税金資産合計	－
繰延税金負債	
資産除去費用	△10,842千円
繰延税金負債合計	△10,842千円

２．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前事業年度の計算において使用した32.2％から平成28年４月１日に開始する事業年度及び平成29年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.8％に、平成30年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.6％となります。

この税率変更に伴う損益に与える影響については軽微であります。

（関連当事者との取引に関する注記）

親会社及び法人主要株主等

種　類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科　目	期末残高（千円）
その他の関係会社	伊藤忠商事㈱	(被所有)直接 26.44	製品等の仕入先	製品等の仕入	2,893,429	買掛金	1,296,551

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．製品等の仕入については、市場価格を勘案し、協議交渉の上、決定しております。

２．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産額　167円43銭

２．１株当たり当期純損失金額　121円46銭

１株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は次のとおりであります。

①　当期純損失	3,702,139千円
②　普通株主に帰属しない金額	－
③　普通株式に係る当期純損失	3,702,139千円
④　普通株式の期中平均株式数	30,479,622株

（重要な後発事象）

（資本業務提携及び新株の発行）

当社は、平成28年４月28日開催の取締役会決議に基づき、健康コーポレーション株式会社（以下、「健康コーポレーション」）と資本業務提携契約（以下、「本資本業務提携」）を締結しました。

また、当社は、当該取締役会において、本資本業務提携に従い、健康コーポレーションに対する第三者割当による新株の発行（以下、「本第三者割当増資」）を決議しました。

なお、本資本業務提携及び本第三者割当増資は平成28年６月28日開催予定の第39期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」）の承認を前提としております。

Ⅰ．本資本業務提携の概要

１．本資本業務提携の目的

当社は、健康コーポレーションと資本業務提携することで、健康コーポレーションの子会社のRIZAP株式会社（以下　RIZAP社）のパーソナルトレーニングジム「RIZAP」のサービスの当社会員への提供や、当社の新規顧客を獲得するためのプロモーションの実施などのシナジーが発揮されると考えられます。また、当社が培ってきた補整下着の店舗運営や社員の教育ノウハウを健康コーポレーショングループと人材交流を通じて供与し、当社の収益拡大及びRIZAP社における売上の増大の双方を実現することが可能となると考えております。

２．本資本業務提携の主な内容

(1)本第三者割当増資

① 株式の数：普通株式　55,000,000株
② 株式の払込金額：1株当たり　50円
③ 払込金額の総額：2,750,000千円
④ 払込期日：平成28年７月５日
⑤ 増加する資本金の額：1,375,000千円（1株につき25円）
⑥ 増加する資本準備金の額：1,375,000千円（1株につき25円）
⑦ 割当の方法：健康コーポレーションを割当先とする第三者割当

(2)本第三者割当増資による資金使途

① 広告宣伝費：800,000千円（支出予定時期 平成28年７月～平成30年３月）
② 店舗改装、従業員教育費：145,000千円（支出予定時期 平成28年７月～平成30年３月）
③ RIZAP社の普通株式の取得：1,750,000千円（支出予定時期 平成28年７月）

(3)RIZAP社株式の当社を割当先とする第三者割当

① 株式の数：普通株式　1,750株
② 株式の払込金額：１株当たり　1,000,000円
③ 払込金額の総額：1,750,000千円
④ 払込期日：平成28年７月15日（予定）
⑤ 割当の方法：当社を割当先とする第三者割当

(4)業務提携の内容

当社と健康コーポレーションは、上記「１．本資本業務提携の目的」を実現するため、商品等の共同開発、店舗開発情報の共有、広告宣伝・販売活動、人材の相互交流等の各種施策の実行について誠実に協議を行い、効果的な業務提携を実現するよう相互に協力いたします。

(5)役員の派遣

当社は、健康コーポレーションの指定する３名を、本第三者割当増資に係る払込みが行われることを条件として取締役として選任する旨の議案を本定時株主総会に上程いたします。

Ⅱ．本第三者割当増資の概要

(1)払込期日	平成28年７月５日
(2)発行新株式数	普通株式　55,000,000株
(3)発行価額	1株につき50円
(4)調達資金の額	2,750,000千円
(5)増加する資本金及び資本準備金の額	資本金　　1,375,000千円 資本準備金　1,375,000千円
(6)割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、その全てを健康コーポレーションに割り当てます。
(7)その他	上記各号については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力が発生していること、本定時株主総会において本第三者割当増資に関連する議案及び発行可能株式総数の増加に関する定款の一部変更に係る議案が特別決議により承認されること、並びに健康コーポレーションによる私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第10条第２項に基づく届出について法定の待機期間が完了し、かつ公正取引員会により排除措置命令等の本第三者割当増資を妨げる措置又は手続がとられていないことを条件としております。